

現地見学会に関する質疑回答書

令和2年6月26日

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
1	現地見学会		現地見学会は、設計図書等に示されない現場特有の事項、見積条件などについての説明を受ける場です。今回の現場は組合様の指示により事前の地権者との接触を厳禁され立入不可であったため、現場見学会による実地確認は大変重要な機会でした。とりわけ狭隘な敷地での工事を安全かつ効率的に行う提案を求められている本事業ではでした。当日は砂山緑地公園内の柵から見える範囲のごく一部しか確認できず、再度の現地見学が必要と判断しております。現地見学会を再設定して頂けませんか。またその際、再設定時期によりますが提案書提出時期についても当然のご配慮をお願いします。	現地見学会の再設定は行いません。更地引渡し条件となっていますので御理解願います。
2	現地見学会		今回実施された現地見学会では、急遽建設予定地内への立ち入りは認められず、周辺からの説明となりました。一方、今回技術提案書、3)施工計画の記入要領の中で、KRC側への影響に関して提案する項目があることから実際の現地で確認する予定でしたが、それが出来ませんでした。ついては、KRC側から特別に配慮が必要と申し出されている事項についてご教示願います。特別な要望事項が無いようであれば、一般的に隣接する設備への配慮対策をもふまえ提案事項とさせて頂くことで宜しいでしょうか。	隣接施設の配慮事項については様式第11号の記載例を参考に、これまでの施工実績を踏まえた御提案をお願いします。
3	現地見学会		仮に KRC を施工しているメーカーが今回の公募に対して参加しているとしたら、既に図面や埋設データ等の情報、敷地条件を保有しているために、敷地内での現地見学会を要しない、もしくは型通りのもので十分とすると考えられます。したがって、応募者全員にとって公正な条件とするためには、敷地内での見学会の再設定をすることが不可欠であると考えますがいかがでしょうか。またその際、再設定時期によりますが提案書提出時期についても当然のご配慮をお願いします。	質問1の回答を参照願います。
4	現地見学会		既設の高圧線について、地上及び埋設設置箇所は現地見学会においてご説明いただきましたが、本工事における取り合い点についてはご回答いただけませんでしたのでご教示ください。	本件については、御提案事項に相当するものと認識しております。
5	現地見学会		本工事でご指定の高圧線への接続可能時期についてご教示ください。その際、必須の手續である東京電力への接続検討依頼に対する回答結果も合わせてお示しください。お答えを示していただけないとする場合、なぜなのか理由をご教示ください。仮に「東電と協議中だから」ということでしたら、協議がまとまる時期の見通しをお示しください。	接続可能時期は、単体負荷運転時が必要な時期 [黒塗り] を前提とした御提案としてください。接続検討については、本契約後の実施となります。

現地見学会に関する質疑回答書

令和2年6月26日

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
6	現地見学会		現地見学会でお示しいただきました電線は、現在 KRC で利用し余剰電力の送電に使用中の電線になります。本施設は 3,500kW 逆走の高圧線という通常ではない条件ですが、高圧線は新設されるのでしょうか。もしくは、現在の KRC 高圧線を利用してよろしいのでしょうか。	 <p>なお、本件についても計画の変更があった場合には、受注者の責にならない事項であると認識しています。</p>
7	現地見学会		現地見学会において「令和2年6月時点で鹿島コンビナートの定期修繕期間により敷地につながる道で発生している渋滞より、もっと深刻な渋滞が数年に一度のコンビナート定修期間に訪れる」とご説明いただきましたが、建設工事期間である令和2年10月末から令和5年度末までの間に深刻な渋滞が発生する年度はありますでしょうか。ある場合は具体的な時期や台数の増え方等ご教示ください。	現時点で具体的な時期等を示すことはできません。工程会議等を通じて情報を提供していきます。
8	現地見学会		現地見学会において、建設予定地の中に入れないことを当日集合場所で聞かされるのは、通常考えられないことですか。建設予定地の取得に関する協議が難航しているのでしょうか？そうでないとすると何故こうした事態が発生したのでしょうか。当日はこのためにわざわざ九州から来た技術者もいました。もし事前に分かっていたら何故、再設定をするなり、事前の連絡がなかったのでしょうか？明確な説明を求めます。	現地見学会において建設予定地に入れないことに関する連絡が遅れた点についてはお詫びいたします。現地見学会の再設定の件については、質問1の回答を参照願います。
9	現地見学会		現地見学会にて「現状敷地内の KRC のものについては、本工事において貸与可能と提示いただいた敷地外貸与地②（三菱ケミカルから貸与）の横の一定区画に移転となる方向であり、移転先でも現在と同様に KRC で作業が発生することが想定されるため、貸与地②と本工事用地間で資材や製品等を移動する場合は、クレーンで釣り上げた空中だとしても貸与地②と三菱ケミカルの敷地境界線、本工事用地と三菱ケミカルの敷地境界線をそれぞれ越えてはならない」とご説明されましたので、貸与地②の活用における前提条件と理解しましたがよろしかったでしょうか。	御理解の通りです。
10	現地見学会		現地見学会にて「現在敷地内にあるコンクリートや樹木、草等は全て撤去し土むき出しの状態にする。高さも敷地全体が一定になるように整備する方向で検討中。」とご説明されましたが、敷地全体の高さをどのあたりでそろえるのかについては検討結果については提案書提出前までに入札参加者へご提供いただけないでしょうか。	提案書の提出までに提供することは出来ませんが、物件移転工事の際、残土の外部搬出は行わずに更地とする予定です。
11	現地見学会		組合側様で実施される造成工事について、設計図書の質疑回答や現地見学会において「準備工事として受注者が乗り込み可能な時期は令和3年8月頃。敷地境界の囲い等仮設物も含め、令和3年8月頃以降で計画すること。」とのご説明をいた	物件移転工事の工程が確定次第情報を提供しますが、少なくとも令和3年8月頃には、現地入りが可能と考えています。

現地見学会に関する質疑回答書

令和2年6月26日

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
			だいたと理解しておりますがよろしかったでしょうか。	
12	現地見学会		地下埋設配管物や灰ピットの地下構造については、現地見学会でのご説明だと、敷地道路側にある電気関連や水道関連以外は、灰ピットも含めて撤去する方針とお聞きしましたがその理解でよろしかったでしょうか。また、埋設物撤去については市で行う造成工事の所掌という理解でよろしかったでしょうか。	原則として KRC の地中埋設高圧ケーブルのみ残置する計画としており、それ以外の残置物、構造物及び埋設物は本組合との契約により、KRC で撤去する方針としています。
13	現地見学会		敷地内雨水の放流先については、現地見学会にて敷地周りの側溝に放流していいとご説明いただきましたがその理解でよろしいでしょうか。放流時の制約等ございましたら合わせてご教示ください。	放流先については、制約等を含めて、放流先の管理者と協議することは妨げません。
14	現地見学会		工事中の生活排水は下水道放流でよいと現場見学会の場で説明いただきましたが、その際に下水道との取合い地点、取り合い寸法等についてご教示ください。	本件については、関係機関と調整をしましたが、利用条件が不明であるため正確な情報提供が得られない状況であったため、本条件が必要な場合は、管理者に今回ご提案される利用条件を提示し、御確認願います。
15	現地見学会		生活排水の下水道放流にあたっては、1 敷地あたり 1 個浄化槽設置が原則となることから合併浄化槽を新たに設定することが必須という理解でよろしかったでしょうか。	御理解の通りです。
16	現地見学会		上水道と本工事での取り合い地点、取り合い寸法等についてはご教示いただけておりませんのでご提示ください。	質問 14 の回答を参照願います。
17	現地見学会		近隣の緑地公園付近まで敷設の都市ガス管があるということでしたが、具体的な敷設箇所、取り合い地点、取り合い寸法等について上下水道等と同様に発注者の提示事項ですのでお示しく下さい。また、本工事エリアまでの引込工事については、緑地公園内の敷設が可能か等、敷設条件についてもご教示ください。	質問 14 の回答を参照願います。
18	現地見学会		敷地外用地②③で電気、水を使用するに当たり、利用可能な既設設備があれば使用可能と設計図書の質疑回答の中で提示されましたが、具体的な取合位置や必要な対応についてご教示願います。	敷地外用地②については取合い可能な場所はないものと想定願います。敷地外用地③については提示した範囲から約 200m 程度の引込工事が必要となりますが、詳細な位置については現段階で本組合からご提示できる資料はありません。
19	現地見学会		敷地外用地③の地盤について、構内用地のため、軟弱度はあまりなく、敷鉄板等での地盤養生はほぼ必要ないとの理解ですが、事業者側で見込むべき事項があれば、ご提示ください。	現段階で本組合から御提示できる事項はありません。
20	現地見学会		仮囲いは借地も含め全面必要であり、緑地公園との敷地境界にある側溝の本工事用地側にも仮囲いの設置が必須であると	御理解の通りですが、敷地の KRC 及び三菱ケミカル側は鋼板製の仮囲いな

現地見学会に関する質疑回答書

令和2年6月26日

No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
			現場見学会の中でご指示いただきましたが、その理解でよろしいでしょうか。	どを想定願います。
21	現地見学会		現地見学会や設計図書質疑回答において、「クレーン等の旋回にあたっては、空中で一時的であったとしてもKRCとの境界線をまたぐことも不可」とご回答いただいておりますが、緑地公園との境界や敷地に面している道路側との境界についても同様という理解でよろしいでしょうか。	基本的に御理解の通りですが、公園側については安全を確保できる場合、公園管理者と協議することは妨げません。
22	現地見学会		現地見学会において、環境アセス概ね調査終了しており、残項目と報告書が残っているだけとご教示いただきましたが、完了した項目から開示いただけないでしょうか。もし難しい場合には、調査結果の中で本施設建設工事に影響が生じる可能性がわずかでもあるものについてご教示下さい。	予測条件は今回提示頂く提案内容のうち最も悪い条件で予測評価することとなるため、現段階で御提示できる情報はありません。
23	現地見学会		本施設の見え方には十分な配慮が必要というのは、砂山緑地公園からの見え方という理解でよろしいでしょうか。	御理解の通りです。
24	現地見学会		過去の地震や台風水害等でこのあたりで液状化等の地盤関連のトラブルの発生がありましたらご教示ください。	地盤関連のトラブルについては把握しておりませんが、施工に当たっては発注仕様書のP1-8に示す事項を遵守してください。
25	現地見学会		現場見学会を通じて、想像以上にKRC廃棄物置き場に廃棄物が置かれていたり、薬品や燃料と思われるタンクが敷地内の色々な箇所にあることが分かったのですが、これだけ廃棄物等が置かれている場所に土壌汚染が想定されないという点については、現地見学会において、「県の担当部局に相談したら大丈夫と聞いた」とのことでしたが、工程が非常に厳しい工事になるため、工程遅延やコストアップとなる事象でもありますので、担当部局への確認手続きの書面をご提示ください。	本件については、受注者の責にならない事項となるため、工程遅延等が発生した場合においても、損害賠償の対象としませんので、書面の提示は行いません。

現地見学会に関する質疑回答書

令和2年6月26日

26	現地見学会		扶桑化学の借りれる土地からの出入りルートについては正門の通過が必須とありましたが、毎回出入りの際に全員の受付が必要か等、セキュリティ他扶桑化学の土地貸与への条件をご教示ください。現地見学会においては、地権者と直接会話とご指示いただきましたが、特記事項にて地権者との接触を禁じられておりますので、上記条件についてはご確認の上ご教示ください。	使用目的の厳守、転貸禁止、賠償責任、原状回復義務等の一般的な事項に加え、以下のような条件があります。 ・同社の安全教育の受講 ・火気作業の際の許可申請 ・1か月前に搬入出車両の概要計画、1週間前に搬入出車両の詳細予定を事前提出 ・貸付期間内であっても、同社が通知すれば6か月以内に同じ敷地内の指定する土地に変更しなければならない
No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
27	現地見学会		市民の憩いの場に隣接する土地での焼却施設建設工事となるため、工事中の住民見学対応や視察対応等が現地で想定されますが、特段工事工程に影響を与えるような頻度での見学会等開催はしなくてもいいという理解でよろしいでしょうか。	頻発することは想定しておりませんが、開催要請時には真摯にご対応いただくことと、安全上の配慮については十分ご対応いただくことは必要と考えております。
28	現地見学会		隣接する公園の展望台からの眺望を配慮する必要から現地見学会にて煙突の配置上の制約があるか確認しましたが、特に指定条件は無いとの回答でしたがよろしかったでしょうか。	御理解の通りです。公園の展望台からの眺望において圧迫感を感じないような配置や意匠での配慮をお願いいたします。
29	質疑回答書 No1		変更提案可否についてのご回答として、「発注仕様書の P2-3 に示す事項に該当する場合はこの限りではありません」とありますが、第2章の機械設備のうち、塗装・機器構成・地震対策・塩害対策・その他については、発注仕様書に記載されている意図を理解した上で、経済性・合理性・運転容易性・維持管理性等を総合的に判断して変更提案をしても良い、という意味でしょうか。	地震対策については、発注仕様書第3章第2節に示す内容を遵守願います。塗装及び塩害対策については、本計画地が海に近いことに配慮願います。機器構成については第2章の P2-4 に記載した事項を遵守願います。

現地見学会に関する質疑回答書

令和2年6月26日

30	質疑回答書 No47		焼却灰及び飛灰の水分(10~15%)に関するご回答として、「発注仕様書に準じること」とありますが、飛灰はジェットパック車に積み込むが、加湿して10~15%に調整する、という意味でしょうか。通常、ジェットパック車は乾灰(飛灰であれば5%以下程度)を移送する手段として使用される車両と理解しています。	御理解の通りです。
31	質疑回答書 No60		海外調達する場合の適用材料規格について、「JIS規格の材料を使用することしか認めない」とありますが、過去の案件ではボイラ耐圧部、プラント鉄骨、製缶品等についてはJIS規格以外の材料を使用している例が一般的となっております。通常、JIS規格と同等である証明を提示し、ご了解を得られれば認めて頂いております。国内外調達先を広げることが、出来高確保のためにも重要となりますので、今回についても他自治体同様の取り扱いで海外規格の材料使用について認めてもらうことをお願いします。	発注仕様書 p1-10 に示す但し書に相当する場合は例外事項となります。
No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
32	質疑回答書 No128		非常用発電機の排ガス基準に関する質問回答で、「本原動機排ガス NOx 出口濃度は焼却施設の排ガス規定濃度と同等とする」とありますが、その場合 50ppm になり非常用にも関わらず、大変厳しい値となります。発電機の排ガスに関しては、大気汚染防止法や電気事業法、県条例等で定められていますが、これらの法規・条例とは関係なく NOx は 50ppm というのが今回のご指示でしょうか？	非常用発電機の排ガスに関する規制に準じてください。
33	質疑回答書 No137, No139		地下埋設物に関する回答で「地下埋設配管については機能移設を行う。設計図書配布時の地下埋設管が該当する。」とありますが、これだけの情報では見積ができません。見積るうえで機能移設に関する具体的な内容をご提示ください。	工事中残置する地下埋設物は、KRC の地中埋設高圧ケーブルのみ残置する計画としており、それ以外の残置物、構造物及び埋設物は本組合との契約により KRC で撤去する方針としています。よって、本工事により機能移転が必要となる可能性のあるものは、高圧ケーブルのみです。ただし、高圧ケーブルと同様に KRC への NTT 回線も埋設されている可能性もある点に留意願います。

現地見学会に関する質疑回答書

令和2年6月26日

34	質疑回答書 No158		<p>電力引込に関する質問回答において、「既設の送電網を本工事に切り替える。切替に伴う KRC への保証については本工事は対象外とする」とあり、一方で発注仕様書 P3-1 によれば、敷地は更地で提供するが KRC の操業を妨げないように地下埋設配管等は残置する、とあります。</p> <p>2020 年 6 月 19 日の現地説明において、引込電柱及び構内第一柱は今回の敷地範囲に設置されていて、構内第一柱以降は地中埋設ケーブルで KRC の受電設備に接続されているとの説明がありました。更に、必要であれば事業者にて機能移転するように、とのご指示もありました。また、三菱ケミカル様向けの NTT 回線用と思われる電柱が敷地内に存在することも分かりました。</p> <p>一方、電柱やケーブル類の移設については、所有者（東京電力様、NTT 東日本様）・使用者（KRC 様、三菱ケミカル様）との協議により決定されるため、事業者側で見積条件を定めることは出来ません。更に、この移設工事に伴い KRC 敷地内の工事（今回新施設の敷地外）も発生すると考えられますが、事業者側では原則として施工は出来ませんが、事業者側では原則として施工は出来ませんが、従いまして、この移設工事を見積に含める必要がある場合は負担金についてご提示頂きたくお願いします。</p> <p>なお、安全の観点からも、敷地内の地中高圧ケーブルは移設する必要があると考えます。</p>	<p>原則として残置する電柱等については機能移転の対象としませんが、敷地内の高圧ケーブルのみ、必要に応じて機能移転をお願いします。</p> <p>なお、高圧ケーブルと同様に KRC への NTT 回線も埋設されている可能性もある点に留意願います。</p>
No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
35	質疑回答書 No158		<p>上記に関連し、既設送電網を使用する場合、KRC の操業と新施設の試運転が重複する可能性があります。この場合は、逆潮制限 3500kW を守るように KRC と調整が必要、と理解すれば良いのでしょうか。そうであれば KRC の発電・送電量の計画資料が必要となりますのでご提供をお願いします。</p>	<p>質問 5 の回答を参照願います。</p>
36	質疑回答書 No192		<p>設計図書に関する質疑回答において、No.195 では工場製作品の例外となる資材について個別の判断とある一方、No.192 では工場製作品や現地工事での提案・達成が不可欠とありますがどちらが正しいのでしょうか。交付金制度の原則に則ると No.192 の工場製作品や現地工事での出来高が不可欠という理解になると考えております。</p>	<p>出来高については、循環型社会形成推進交付金の対象となるものであり、かつ達成可能なものを対象としてご提案ください。</p>
37	質疑回答書 No231		<p>雨水は公害防止協定の処理を有しない排出水に相当するので、「適切な容量の排水ピット等を設置する。容量は協議による」とありますが、1ha 敷地内の雨水を全て集水しゲリラ豪雨等の降雨強度に耐えうる排水ピットは相当な容量になり、設置箇所、工程、費用面で影響が出ます。よって雨水排水の適正な容量の考え方については、仕様書内容をふまえ、事業者側の提案に基づき協議頂くことでお願い致します。又</p>	<p>本条件が必要な場合は、管理者に今回ご提案される利用条件を提示し、御確認願います。</p>

現地見学会に関する質疑回答書

令和2年6月26日

			ご考までにKRCの雨水調整池容量及び容量選定基準に関してご教示願います	
38	その他事項		施工監理に関するコンサルタントへの委託等、貴組合の図面承諾体制が整う時期、令和2年度末出来高計上未達時の罰則規定についても明示いただけておりません。現地見学会にて敷地内を見学できないだけでなく、造成のGLや排水の取合い点等色々決定していないことが多い状況ですし、受注後のスケジュールがかなりタイトであるため、貴組合の体制整備時期については必須の確認項目と認識しております。ご教示ください。	施工監理コンサルタントの選定については、本事業に関する本契約締結後速やかに選定する方針としています。
39	その他事項		施工監理体制の整備が受注者側の想定よりも遅れたことにより令和2年度末出来高が未達になった場合に受注者へ帰責されるという理解でよろしいでしょうか。	罰則規定案は優先交渉権者決定後に提示する契約書にてお示しすることになりますが、施工監理体制整備の時期に問わず令和2年度末出来高計上が未達の場合は損害金請求を行います。
40	その他事項		公募説明書に関する質疑回答において、復興特別交付税の適用をご検討されているため令和2年度の出来高計上が必須とありましたが、この制度で必須となる令和2年度の出来高とは、環境省/循環型社会形成推進交付金の出来高と同じものという理解でよろしいでしょうか。	御理解の通りです。
No.	資料名	頁など	質問項目	回答書
41	その他事項		環境省/循環型社会形成推進交付金制度の考え方では、性能発注案件であることから、工場製作品についても完成品として承諾図面通りの性能が発揮できる段階での出来高検査が必須と考えておりますが、その理解でよろしかったでしょうか。	御理解の通りです。
42	その他事項		契約・図面承認後に新たに手配・製作されるものに限られ、製造工程の記録等も出来高検査が必要ということですが、製造工程の確認については、当該品の材料の手配時点が契約・図面承認後か否かについても出来高検査や会計検査で確認されるという理解でよろしいでしょうか。	会計検査が実施された場合において指摘を受けない御提案としてください。